村山市市民芸術公演事業費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、村山市民会館の定期的な利用を促し施設を活性化し、また市民間の芸術振興を図るため、芸術公演を開催する事業に対し、村山市補助金等交付規則(昭和37年村山市規則第13号。以下、「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成の対象は、市内に居住または活動する団体または個人が自ら企画・運営し、観覧者を一般 から広く募って、村山市民会館小ホールを会場に実施する芸術公演とする。

(制 限)

- 第3条 第2条の規定に関わらず、次に各号のいずれかに該当するものは、市長が特に認める場合を除き、助成の対象としない。
 - (1) 主として営利を目的として行われるもの。
- (2) 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの。
- (3) 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの。
- (4) 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの。
- (5) 市で支給する他の助成金・補助金を受けるもの。
- (6) その他市長がふさわしくないと認めるもの。

(助成交付額)

第4条 1団体または1個人に対し、年間10,000円を上限に、事業費を超えない範囲で助成金を 支給する。但し、飲食に係る経費は対象外とする。

(交付申請)

- 第5条 助成金を申請するときは、あらかじめ事業計画を作成し、会場を確保したうえで、市民芸術公演事業費助成金交付申請書(別記様式第1号)に次の関係書類を添付して、実施日の3週間前までに市長に提出しなければならない。
- (1) 収支予算書
- (2) その他必要と認められる書類

(交付決定)

第6条 市長は前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは 助成金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。

(計画変更)

第7条 事業の内容を変更するときは、あらかじめ市民芸術公演事業計画変更承認申請書(別記様式第2号)を市長に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業を完了したときは、完了後20日を経過する日または翌年度4月10日のいずれか早

い日までに、規則第14条の規定による市民芸術公演事業実績報告書(別記様式第3号)に、事業実施に伴う証拠書類を添付し市長に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第9条 帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(会場使用料)

第10条 この要綱による助成を受ける事業の会場使用料は減免するものとする。

(助成金の返還)

第11条 申請に虚偽があった場合、事業の開催に反社会的勢力が関係していることが判明した場合、 その他地方公共団体が支援することが不適切であることが判明した場合、市は助成金の返還を要求す ることができる。

(その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年8月9日から施行する。